

広島県告示第九百三十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
農事組合法人よしやま	広島市	広島市安佐南区沼田町大字 吉山字田詰八一七番四ほか 二筆	四、六二六
河野 将史	広島市	広島市安佐南区沼田町大字 吉山字中河原二八〇三番八 ほか二筆	四、一一七
農事組合法人ほなみ	広島市	広島市安佐南区沼田町大字 吉山字鳥井原五二六番三ほか 五五筆	六九、七二三
株式会社菜ずき人	呉市	呉市倉橋町字井目木川東浜 一八番三ほか二二筆	五〇、一九三
株式会社グリーンカウ ベル	三次市	三次市大和町平坂字下ノ迫 二五一九番一ほか一筆	二、四二一
広島県果実農業協同組 合連合会	竹原市	三原市鷺浦町須波一四〇番 一ほか五筆	一八、五八一
合同会社穂誉	三原市	三原市八幡町美生一四八三 番ほか三筆	五、九七六
寺岡有機農場有限公司	世羅郡世羅町	三原市高坂町許山字佛通寺 山一〇一三三番一ほか四筆	七、二五八
農事組合法人よいたん ぼ原	三原市	三原市久井町羽倉字狐ヶ城 沖一九八〇番一	一、〇九一
農事組合法人アグリ ンク池迫	三原市	三原市久井町羽倉字地藏沖 一三五七番一	一、五一五
農事組合法人徳永郷	尾道市	尾道市御調町徳永字実森六 八番一	五八
農事組合法人徳永郷	尾道市	尾道市御調町徳永字実森二 七番ほか二筆	一、七三五
丸山 英彰	三次市	三次市布野町下布野字天皇 原一二〇二番二ほか一筆	三、九五七
有限会社援農甲立フ ーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 後谷一九五五番二ほか四 筆	七、八九〇
有限会社援農甲立フ ーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一一〇四二番一ほか四 筆	八、四一九
株式会社モスファーム すずなり	静岡県磐田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一一八九四番一ほか四 筆	一二、七六七
株式会社モスファーム	静岡県磐田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字	七〇

すずなり	すずなり	農事組合法人かみだに	株式会社モスファーム すずなり	すずなり
	静岡県磐田市	世羅郡世羅町	静岡県磐田市	
原山一一九〇二番一一ほか 一筆	安芸高田市高宮町羽佐竹字 法子峠一一八五五番ほか一 三筆	世羅郡世羅町大字東上原字 総田三三七番一ほか四筆	安芸高田市高宮町羽佐竹字 法子峠一一八五五番ほか一 三筆	一八、七四七
				六、五五五

二 認可年月日

令和元年十二月十一日